

職員の処遇改善について

※厚生労働省関連の病院で初めてのドクターフィー等を創設

1. レジデントの処遇の改善について

○時間給単価を改善（平成 21 年度の年収 350 万円程度→550 万円以上）

2. がん相談対話外来手当の創設

○従来の専門医師のみによるセカンドオピニオン外来ではなく、医師・看護師が患者とその家族とともに対話しながら、がんの悩みについて答える「がん相談対話外来」を開設することに伴い、「がん相談対話外来手当」創設

○支給額：5,000 円／回

3. 観血的処置でリスクの高い業務に対する危険手当の創設

○医師の医療技術を評価する観点から観血的処置手当を創設

○手術などのリスクの高い観血的処置を実施した医師に対して手当を支給

○支給額：診療報酬の一定割合を医師に還元

4. ガバナンス手当の創設

○科長・副科長に対して、組織目的をより確実に実現するためガバナンス手当を導入

○支給額：30,000 円／月

5. 夜間看護等手当の改定

○看護師の確保及び他施設の状況を勘案し、深夜における勤務時間について、夜間看護等手当を改定

○支給額（現行）7,600 円 →（改定）10,000 円 ※都内の大学病院や大規模病院並み

6. 専門薬剤師手当の創設

○がん専門薬剤師の専門性を評価する観点から専門薬剤師手当を創設

○支給額：5,000 円／月